

○三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱

令和元年6月3日

告示第18号

改正 令和2年2月28日告示第23号

令和3年3月31日告示第82号

令和4年3月31日告示第107号

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から三豊市へ移住する者に対し、予算の範囲内で三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援事業 国の地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)(以下「交付金」という。)を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。
- (2) jobナビかがわ 香川県が管理する就職マッチングサイトをいう。
- (3) 起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型) 交付金を活用して香川県が実施する起業者のための補助事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件(一般)、就業に関する要件(専門人材)、テレワークに関する要件又は起業に関する要件のいずれかを満たす者とする。

2 前項に規定する「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができるものとする。
 - ア 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
 - イ 本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- (2) 移住先に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。
 - ア 補助金の交付申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。
 - イ 補助金の交付申請日から5年以上、三豊市に継続して居住する意思を有していること。
- (3) その他の要件 次のアからオまでのいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - イ 日本人又は外国人(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。)であること。
 - ウ 補助対象者が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した香川県税及び三豊市税を完納していること。
 - エ 補助対象者を含む全ての世帯員が、三豊市移住促進・家賃等補助金交付要綱(平成28年三豊市告示第138号)に基づく三豊市移住促進・家賃等補助金、三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱(平成31年三豊市告示第56号)に基づく三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金又は三豊市移住促進・新婚世帯家賃補助金交付要綱(平成31年三豊市告示第55号)の三豊市移住促進・新婚世帯家賃補助金を受給していないこと。
 - オ その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項に規定する「就業に関する要件(一般)」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、香川県が移住支援事業の対象としてjobナビかがわに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人(以下「移住支援金対象法人」という。)であること。
- (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援金対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3箇月以上在職していること。
- (5) 第2号に規定する求人への応募日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日以降であること。
 - ア 補助対象者が、香川県が移住支援事業の対象としてjobナビかがわに掲載している求人に応募した場合 香川県が当該求人を移住支援事業の対象としてjobナビかがわに掲載した日
 - イ 補助対象者が、他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募した場合 他の都道府県が当該求人を移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載した日
- (6) 補助対象者が、移住支援金対象法人に、補助金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 第1項に規定する「就業に関する要件(専門人材)」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。

- (3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
- (4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- 5 第1項に規定する「テレワークに関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。
- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金、その他の国や県の補助金等を活用した取組を行う場合、その取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。
- 6 第1項に規定する「起業に関する要件」とは、補助金の交付申請までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を受けていることをいう。
- 7 補助対象者が、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が補助金の交付申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の交付申請時において移住先に転入後3箇月以上1年以内であること。
- (4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- 8 補助対象者が、18歳未満の世帯員を帯同して移住し、18歳未満の世帯員に係る加算額(以下「子育て世帯加算」という。)を申請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 18歳未満の世帯員は、前項に掲げる要件を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は、子育て世帯加算の対象とする。
- (2) 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でないこと。
- (補助金の額)
- 第4条 補助金の額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身世帯の場合にあつては60万円とする。
- 2 前条第8項に規定する子育て世帯加算は、18歳未満の者1人につき30万円とする。
- (補助金の交付申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)を市長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。
- 2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 写真付き身分証明書又はその写し(提示により本人確認できる書類)
- (2) 移住元の住民票の除票の写し等(移住元での在任地及び在任期間を確認できる書類。2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在任地が確認でき、申請者と同一世帯であったことがわかる書類)
- (3) 住民票の写し(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の転入日が確認できるもので、申請者と同一世帯であることがわかる書類)
- (4) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
- (5) 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名)が確認できるものに限る。)
- (6) 申請者が第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業先企業等の就業証明書(就業に関する要件用)(様式第2号)
- (7) 申請者が第3条第5項のテレワークに関する要件を満たす者である場合は、就業証明書(テレワークに関する要件用)(様式第2号の2)及び勤務状況等に関する申告書(様式第2号の3)
- (8) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等で、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在任し、東京23区内への通勤をしていた者の場合)
- (9) 開業届出済証明書等、移住元での在勤地を確認できる書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在任し、東京23区内への通勤をしていた法人経営者又は個人事業主の場合)
- (10) 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在任し、東京23区内への通勤をしていた法人経営者又は個人事業主の場合)
- (11) 東京23区内の大学等の在学期間を確認できる卒業証明書等の書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在任しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者の場合)
- (12) 申請者が第3条第6項の起業に関する要件を満たす者である場合は、起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)の交付決定通知書の写し
- (13) 香川県税に滞納がないことを証明する書類(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯全員の滞納がないことを証明する書類)
- (14) 三豊市税に滞納がないことを証明する書類(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯全員の滞納がないことを証明する書類)
- (15) 三豊市債権者登録申出書
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申

請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに東京圏UJIターン移住支援事業補助金請求書(様式第4号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定者から補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者又は前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に、本市から転出した場合
 - (2) 申請者が第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の申請日から1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞した場合
 - (3) 第3条第6項の起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を取り消された場合
 - (4) 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合
- 2 市長は、前項及び第7項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、通知するものとする。
- 3 交付決定者及び補助金受給者(以下「補助金受給者等」という。)は、三豊市が居住確認のための立入調査等を行う場合は、これに応じなければならない。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者等の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向、研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行う必要はないものとする。この場合において、転出期間は、1年以内とし、補助金受給者等は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市町村へ転出することの証明書(様式第6号)を提出しなければならない。
- 5 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者等が香川県内の他市町に転出する場合は、交付決定の取消し等を行う必要はないものとする。この場合において、補助金受給者等は、補助金を支給した市長に対し転出報告書(様式第7号)を提出しなければならない。なお、転出した後、さらに別の市区町村に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。
- 6 前項の規定に基づき、転出報告書を提出した補助金受給者等は、補助金の交付申請日から5年間の間、毎年度、3月1日から3月31日までに、市長に現況届(様式第8号)を提出しなければならない。ただし、補助金受給者等が3月1日から3月31日の間に転出した場合は、当該年度の現況届の提出は省略することができる。
- 7 市長は、補助金受給者等から前3項に規定する書類の提出がない場合で、第3項に規定する立入調査等を拒否した場合等で補助金受給者等の県内居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

(返還請求)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金受給者等に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。
- 3 本条による返還金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - (2) 補助金の交付申請日から3年未満で県外の市区町村に転出した場合 全額
 - (3) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合 半額
 - (4) 申請者が第3条第3項又第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の交付申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (5) 第3条第6項の起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額(補助)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年告示第23号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項第3号エの規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項第1号の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、従前の例による。

附 則(令和3年告示第82号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年告示第107号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

三豊市長 様

申請年月日 年 月 日

東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付申請書

三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒	電話番号		
メールアドレス				

2 移住支援金の内容（該当する項目に○を付けてください）

世帯区分	単身世帯	2人以上の世帯	2人以上の世帯の場合、同時に移住した家族の人数(申請者は含まない)		人
			上記のうち、18歳未満の人数		人
移住支援金の種類	就業(一般)	就業(専門人材)	テレワーク	起業	

3 転出元の住所

住所	〒
----	---

4（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

期間（年月日～年月日）	就業先名称	就業先所在地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象とならない場合があります。（移住前の勤務先を退職後、住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。）

5（東京23区内の大学等への通学者に該当する場合のみ記載）東京23区への通学履歴

期間（年月日～年月日）	通学先名称	通学先所在地

6（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署			
所在地	〒		
勤務先部署に行く頻度	週・月・年	回程度	／ 行くことはない ／ その他（ ）
勤務先部署からの通勤手当の支給の有無	有 ・ 無		

(裏)

【誓約及び同意に関する事項】

私は、補助金の交付申請に当たり、下記事項を遵守することを誓約し、及び個人情報の取扱いについて同意します。

記

- 1 申請日から5年以上継続して三豊市に居住します。
- 2 (就業・起業の場合)申請日から5年以上継続して就業又は起業します。
- 3 (就業の場合)就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担うものとの関係について、3親等以内の親族に該当しません。
- 4 (テレワークの場合)所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行います。
- 5 三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、三豊市から求められた場合には、それに応じます。
- 6 補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 7 申請時において、三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱第3条第2項第3号エに掲げる要件を満たしています。
- 8 次に掲げる事項に該当する場合は、三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - (2) 補助金の交付申請日から3年未満で県外の市区町村に転出した場合 全額
 - (3) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合 半額
 - (4) 補助金の交付申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (5) 三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱及び起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額

[個人情報の取扱いについて]

香川県及び三豊市は、三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金の交付に際して得た個人情報について、香川県及び三豊市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。また、香川県及び三豊市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、その他関係機関に提供し、又は確認する場合があります。

申請者氏名(署名又は記名押印)

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書（就業に関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
マッチングサイト掲載求人（※）の場合	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係は、3親等以内の親族に該当しない。 ----- <input type="checkbox"/> 「Job ナビかがわ」掲載求人 <input type="checkbox"/> 他都道府県のマッチングサイト掲載求人 該当する求人番号：
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合	目的達成後に離職することが前提ではない。 ----- <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三豊市の求めに応じて、香川県及び三豊市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（※移住支援金の対象として、香川県が「job ナビかがわ」に掲載している求人又は他の都道府県が同都道府県の指定するマッチングサイトに掲載している求人をいう。）

様式第2号の2（第5条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書（テレワークに関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）によるものではない
テレワーク交付金	当該勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三豊市の求めに応じて、香川県及び三豊市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の3（第5条関係）

年 月 日

三豊市長 様

氏名

勤務状況等に関する申告書

次のとおり、移住してから3か月間の勤務状況を申告します。

年 月分											
日付	勤務 区分	勤務 場所									
1			1			1			1		
2			2			2			2		
3			3			3			3		
4			4			4			4		
5			5			5			5		
6			6			6			6		
7			7			7			7		
8			8			8			8		
9			9			9			9		
10			10			10			10		
11			11			11			11		
12			12			12			12		
13			13			13			13		
14			14			14			14		
15			15			15			15		
16			16			16			16		
17			17			17			17		
18			18			18			18		
19			19			19			19		
20			20			20			20		
21			21			21			21		
22			22			22			22		
23			23			23			23		
24			24			24			24		
25			25			25			25		
26			26			26			26		
27			27			27			27		
28			28			28			28		
29			29			29			29		
30			30			30			30		
31			31			31			31		

※勤務区分には、「勤務」、「休日」を、勤務場所には、「東京」、「香川」、「その他」を記入。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

三豊市長



三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金については、以下のとおり交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 三豊市は、三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - （1）虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - （2）補助金の交付申請日から3年未満で県外の市区町村に転出した場合 全額
 - （3）補助金の交付申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合 半額
 - （4）申請者が第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の交付申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - （5）起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
- 2 三豊市は、三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されているか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行う場合があります。また報告及び立入調査に応じない場合、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

三豊市長 様

請求者 住所
氏名
電話番号

東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金について、三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		本(支)店名	
口座種目	普通 ・ 当座		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

備考 口座名義人は、交付決定者（請求者）と同一の者とする。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長



東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金について、補助金交付決定の全部又は一部を取り消したので、三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業の名称

三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業

2 補助金受給者等氏名

3 交付決定取消の理由

4 補助金返還額

円

様式第7号（第9条関係）

転 出 報 告 書

三豊市長 様

年 月 日

届出人 (補助金 受給者等)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号
	氏名			() -
			※必ず記入してください	

転出後の住所	〒	—
転出前の住所	〒	—

転出年月日	年 月 日
-------	-------

※三豊市から転出する場合は、三豊市へ必ずこの転出報告書をご提出ください。転出した後、さらに別の市区町村に転出する場合も同様に、三豊市へこの転出報告書の提出が必要です。以後、転出のたびに同様の手続を行ってください。

※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問合せ、転出先の立入調査等を行う場合があります。

立入調査等を拒否する場合等、県内での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じる場合があります。

※補助金の申請日から5年以内に県外に転出する場合は、返還対象になります。

様式第8号（第9条関係）

現 況 届

三豊市長 様

年 月 日

届出人 (補助金 受給者等)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号
	氏名			() - ※必ず記入してください

現在の住所	〒 -
-------	-----

○就業に関する要件（一般又は専門人材）を満たす者として交付決定を受けた場合は、以下も記載すること。ただし、移住支援金の申請をしてから1年間を経過するまでに限る。

事業所名	
勤務先所在地	
就業年月日	
雇用形態	
証明欄	<p>この者は、本事業所で勤務していることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(所在地)</p> <p>(事業所名)</p> <p>(代表者名)</p> <p>(電話番号)</p> <p>(担当者)</p>

※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを1部添付してください。

※三豊市から転出した場合、三豊市へ当該年度の3月1日から3月31日の間に、この現況届を提出してください（補助金の申請をしてから5年間を経過するまで）。転出した後、さらに別の市区町村に転出した場合も同様に、三豊市へ現況届の提出が必要です。以後、転出のたびに同様の手続を行ってください。

※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問合せ、転出先の立入調査等を行う場合があります。

立入調査等を拒否する場合等、県内いずれかの市町での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じる場合があります。

※補助金の申請日から5年以内に県外に転出する場合は、返還対象になります。

- 様式第1号(第5条関係)
- 様式第2号(第5条関係)
- 様式第2号の2(第5条関係)
- 様式第2号の3(第5条関係)
- 様式第3号(第6条関係)
- 様式第4号(第7条関係)
- 様式第5号(第9条関係)
- 様式第6号(第9条関係)
- 様式第7号(第9条関係)
- 様式第8号(第9条関係)